「情報セキュリティ対策支援システム　機能拡張」
に係る一般競争入札
（最低価格落札方式）

入 札 説 明 書

2020年10月9日

独立行政法人**情報処理推進機構**

目　次

Ⅰ．入札説明書 1

Ⅱ．契約書（案） 6

Ⅲ．仕様書 16

Ⅳ．その他関連資料 34

Ⅰ．入札説明書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の入札公告（2020 年 10 月 9 日付公告）に基づく入札については、関係法令並びに機構会計規程及び同入札心得に定めるもののほか、下記に定めるところによる。

記

１．競争入札に付する事項

⑴ 件名

「情報セキュリティ対策支援システム　機能拡張」

⑵ 調達役務の内容等

仕様書記載のとおり。

⑶ 履行期限

仕様書記載のとおり。

⑷ 入札方法

落札者の決定は最低価格落札方式をもって行うため、

①入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）は「７．⑶提出書類」に記載の提出書類を提出すること。

②上記①の提出書類のうち、入札書については仕様書及び契約書案に定めるところにより、入札金額を見積もることとする。

なお、入札金額は、総価とする。総価には納入等に係る全ての費用を含むものとする。

③落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を記入すること。

④入札者は、提出した入札書の引き換え、変更又は取り消しをすることはできない。

２．競争参加資格

⑴ 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。

⑵ 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。

⑶ 令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」で、「Ａ」又は「Ｂ」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の資格を有する者であること。

⑷ 各省各庁及び政府関係法人から取引停止又は指名停止等を受けていない者（理事長が特に認める場合を含む。）であること。

⑸ 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保されるものであること。

⑹ 品質管理について、ISO9001 2008 の認証を取得している者であること。

⑺ セキュリティ対策について、ISO/IEC27001 2013 またはそれに準する認証を取得している者であること。

⑻ プライバシーマーク付与認定を受けている者であること。

３．入札者の義務

⑴ 入札者は、入札説明書及び機構入札心得を了知のうえ、入札に参加しなければならない。

⑵ 入札者は、機構が交付する仕様書に基づいて、入札書等を提出期限内に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において機構から提出書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

４．入札説明会の日時及び場所

(1) 入札説明会の日時

2020年10月26日(月)　14時00分

(2) 入札説明会参加方法

Web会議ツール等を用いて実施する関係上、参加者のメールアドレス宛へ招待メールを送信する必要があるため、2020年10月23日（金）17時00分までに、17.(3)の担当部署まで電子メールにより申し込むこと。

５．設計資料の開示

この入札に参加しようとする者が現行システムの設計資料を閲覧する場合は、代表者印を押印した秘密保持誓約書（別記2）を提出した上で、当機構が用意する閲覧場所において、当機構職員の立会の下に閲覧することができる。事前に17.(3)の担当部署へ電子メールで連絡すること。

なお、閲覧期間は2020年10月26日（月）から2020年11月6日（金）まで（祝・休日を除く）の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）の間とし、1社につき2時間程度とする。また、閲覧の回数等については、閲覧の状況に応じて調整の可能性がある。

開示する資料は、現行システムの設計資料のうち、以下を予定している。

・システム方式設計書
・アプリケーション実装方式設計書
・セキュリティ要件定義書
・非機能要件定義書
・保証要件定義書
・インフラ基本設計書
・DB基本設計書

６．入札に関する質問の受付等

(1) 質問の方法

質問書（様式1）に所定事項を記入の上、電子メールにより提出すること。

(2) 受付期間

2020年10月26日（月）から2020年11月13日（金）　17時00分まで

(3) 担当部署

17.(3)のとおり

７．入札書等の提出方法及び提出期限等

(1) 受付期間

2020年11月18日（水）から2020年11月20日（金）

持参の場合の受付時間は、月曜日から金曜日（祝祭日は除く）の10時00分から17時00分（12時30分～13時30分の間は除く）とし、郵送の場合は必着とする。

(2) 提出期限

2020年11月20日(金)17時00分必着

上記期限を過ぎた入札書等はいかなる理由があっても受け取らない。

(3) 提出書類

次の書類を持参又は郵送にて提出すること。

No.	提出書類		部数
①	委任状（代理人に委任する場合）	様式2	1通
②	入札書（封緘）	様式3	1通
③	令和1・2・3年度（平成31・32・33年度）競争参加資格（全省庁統一資格）における資格審査結果通知書の写し	－	1通
④	ISO9001 2008の認証が証明できるもの	－	1通
⑤	ISO/IEC27001 2013またはそれに準する認証が証明できるもの	－	1通
⑥	プライバシーマーク付与認定が証明できるもの	－	1通

⑦	適合証明書（別添資料がある場合は、添付すること）	様式4	1通
⑧	入札書等受理票	様式5	1通

(4) 提出方法

①入札書等提出書類を持参により提出する場合

入札書を封筒に入れ封緘し、封皮に氏名（法人の場合は商号又は名称）、宛先（17. (3) の担当者名）を記載するとともに「情報セキュリティ対策支援システム　機能拡張　一般競争入札に係る入札書在中」と朱書きし、その他提出書類を合わせて封筒に入れ封緘し、その封皮に氏名（法人の場合はその商号又は名称）、宛先（17. (3) の担当者名）を記載し、かつ、「情報セキュリティ対策支援システム　機能拡張　一般競争入札に係る提出書類在中」と朱書きすること。

②入札書等を郵便等（書留）により提出する場合

二重封筒とし、表封筒に「情報セキュリティ対策支援システム　機能拡張　一般競争入札に係る提出書類在中」と朱書きし、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様とすること。

(5) 提出先

17. (3)のとおり

※　持参の場合、13階総合受付にて対応する。

８．開札の日時及び場所

(1) 開札日時

2020年11月25日(水) 10時30分

(2) 開札の場所

東京都文京区本駒込2−28−8　文京グリーンコートセンターオフィス13階

独立行政法人情報処理推進機構　会議室B

９．入札保証金及び契約保証金

全額免除

10. 支払いの条件

納入物件の検収合格の後、適法な支払請求書を受理した場合において、翌月末日までに支払うものとする。

11. 契約者の役職及び氏名

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　富田　達夫

12. 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

13. 入札の無効

競争入札に参加する者に必要な資格のない者による入札及び競争入札に参加する者に求められる義務に違反した入札は無効とする。

14. 落札者の決定方法

機構会計規程第29条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

15. 契約書作成の要否

要

16. 契約条項

契約書（案）による。

17. その他

(1) 入札情報の開示

契約に係る情報については、機構ウェブサイトにて機構会計規程等に基づき公表 (注) するものとする。

(2) 入札行為に関する照会先

独立行政法人情報処理推進機構　財務部契約・管財グループ　担当：関、中島

電話番号：03－5978－7502

電子メール：fa-bid-kt@ipa.go.jp

(3) 仕様書に関する照会先

〒113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8　　文京グリーンコートセンターオフィス18階

独立行政法人情報処理推進機構

セキュリティセンター企画部中小企業支援グループ　担当：行本、宮本

電話番号：03－5978－7508

電子メール：isec-sme-kobo@ipa.go.jp

以上

（注）独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）に基づく契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成 22 年 12 月 7 日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

⑴ 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

① 当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の 3 分の 1 以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

⑵ 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

② 当機構との間の取引高

③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

3 分の 1 以上 2 分の 1 未満、2 分の 1 以上 3 分の 2 未満又は 3 分の 2 以上

④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

⑶ 当方に提供していただく情報

① 契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

⑷ 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として 72 日以内（4 月に締結した契約については原則として 93 日以内）

⑸ 実施時期

平成 23 年 7 月 1 日以降の一般競争入札・企画競争・公募公告に係る契約及び平成 23 年 7 月 1 日以降に契約を締結した随意契約について適用します。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

Ⅱ．契約書（案）

2020 情財第〇〇号

契　約　書

独立行政法人情報処理推進機構（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により「情報セキュリティ対策支援システム　機能拡張」に関する請負契約を締結する。

（契約の目的）

第１条　甲は、別紙仕様書記載の「契約の目的」を実現するために、同仕様書記載の「請負業務」（以下、「請負業務」という。）の完遂を乙に注文し、乙は本契約に従って誠実に請負業務を完遂することを請け負う。

2　乙は、本契約においては、請負業務またはその履行途中までの成果が可分であるか否かに拘わらず、請負業務が完遂されることによってのみ、甲が利益を受け、また甲の契約の目的が達成されることを、確認し了解する。

（再請負の制限）

第２条　乙は、請負業務の全部を第三者に請負わせてはならない。

2　乙は、請負業務の一部を第三者（以下「再請負先」という。）に請負わせようとするときは、事前に再請負先、再請負の対価、再請負作業内容その他甲所定の事項を、書面により甲に届け出なければならない。

3　前項に基づき、乙が請負業務の一部を再請負先に請負わせた場合においても、甲は、再請負先の行為を全て乙の行為とみなし、乙に対し本契約上の責任を問うことができる。

（責任者の選任）

第３条　乙は、請負業務を実施するにあたって、責任者（乙の正規従業員に限る。）を選任して甲に届け出る。

2　責任者は、請負業務の進捗状況を常に把握するとともに、各進捗状況について甲の随時の照会に応じるとともに定期的または必要に応じてこれを甲に報告するものとする。

3　乙は、第１項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（納入物件及び納入期限）

第４条　納入物件、納入期限及びその他納入に関する事項については、別紙仕様書のとおりとする。

（契約金額）

第５条　甲が本契約の対価として乙に支払うべき契約金額は、金〇〇，〇〇〇，〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇，〇〇〇，〇〇〇円）とする。なお、中間納入物にかかる対価は金〇〇，〇〇〇，〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇，〇〇〇，〇〇〇円）、最終納入物にかかる対価は金〇〇，〇〇〇，〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税〇，〇〇〇，〇〇〇円）とする。

（権利義務の譲渡）

第６条　乙は、本契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（実地調査）
第７条　甲は、必要があると認めるとき（委託業務完了後を含む。）は、乙に対し、自ら又はその指名する第三者をして、請負業務の実施状況等について、報告又は資料を求め、若しくは事業所に臨んで実地に調査を行うことができる。
2　前項において、甲は乙に意見を述べ、補足資料の提出を求めることができる。

（検査）
第８条　甲は、中間納入物及び最終納入物の各々について、納入を受けた日から 10 日以内に、当該納入物件について別紙仕様書に基づき検査を行い、同仕様書に定める基準に適合しない事実を発見したときは、当該事実の概要を書面によって遅滞なく乙に通知する。
2　中間納入物及び最終納入物の各々について、前項所定の期間内に同項所定の通知が無いときは、当該期間満了日をもって当該納入物件は同項所定の検査に合格したものとみなす。
3　請負業務は、最終納入物が本条による検査に合格した日をもって完了とする。
4　第１項及び第２項の規定は、第１項所定の通知書に記載された指摘事実に対し、乙が適切な修正等を行い甲に再納入する場合に準用する。

（契約不適合責任）
第９条　甲は、前条第３項の規定による請負業務完了の日から１年以内に中間納入物又は最終納入物その他請負業務の成果に種類、品質又は数量に関して仕様書の記載内容に適合しない事実（以下「契約不適合」という。）を発見したときは、相当の催告期間を定めて、甲の承認または指定した方法により、その契約不適合の修補、代品との交換又は不足分の引渡しによる履行の追完を乙に請求することができる。但し、発見後合理的期間内に乙に通知することを条件とする。
2　前項において、乙は、前項所定の方法以外の方法による修補等を希望する場合、修補等に要する費用の多寡、甲の負担の軽重等に関わらず、甲の書面による事前の同意を得なければならない。この場合、甲は、事情の如何を問わず同意する義務を負わない。
3　第１項において催告期間内に修補等がないときは、甲は、その選択に従い、本契約を解除し、またはその不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、第１項に関わらず、催告なしに直ちに解除し、または代金の減額を請求することができる。
一　修補等が不能であるとき。
二　乙が修補等を拒絶する意思を明確に表示したとき。
三　契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に修補等をしなければ契約の目的を達することができない場合において、乙が修補等をしないでその時期を経過したとき。
四　前各号に掲げる場合のほか、甲が第１項所定の催告をしても修補等を受ける見込みがないことが明らかであるとき。
4　第１項で定めた催告期間内に修補等がなされる見込みがないと合理的に認められる場合、甲は、前項本文に関わらず、催告期間の満了を待たずに本契約を解除することができる。
5　前各項において、甲は、乙の責めに帰すべき事由による契約不適合によって甲が被った損害の賠償を、別途乙に請求することができる。
6　本条は、本契約終了後においても有効に存続するものとする。

（対価の支払及び遅延利息）
第 10 条　甲は、第８条第２項の規定による検査の合格又は第８条第３項の規定による請負業務の完了後、乙から適法な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに契約金額を支払う。な

お、支払いに要する費用は甲の負担とする。
2　甲が前項の期日までに対価を支払わない場合は、その遅延期間における当該未払金額に対して、財務大臣が決定する率(政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和 24 年 12 月 12 日大蔵省告示第 991 号）)によって、遅延利息を支払うものとする。
3　乙は、請負業務の履行途中までの成果に対しては、事由の如何を問わず、何らの支払いもなされないことを確認し了解する。

（遅延損害金）
第 11 条　中間納入物及び最終納入物の各々について、天災地変その他乙の責に帰すことができない事由による場合を除き、乙が各納入期限までに納入物件の納入が終らないときは、甲は遅延損害金として、延滞日数 1 日につき契約金額の 1,000 分の 1 に相当する額を徴収することができる。
2　前項の規定は、納入遅延となった後に本契約が解除された場合であっても、解除の日までの日数に対して適用するものとする。

（契約の変更）
第 12 条　甲及び乙は、本契約の締結後、次の各号に掲げる事由が生じた場合は、甲乙合意のうえ本契約を変更することができる。
一　仕様書その他契約条件の変更（乙に帰責事由ある場合を除く。）。
二　天災地変、著しい経済情勢の変動、不可抗力その他やむを得ない事由に基づく諸条件の変更。
三　税法その他法令の制定又は改廃。
四　価格に影響のある技術変更提案の実施。
2　前項による本契約の変更は、納入物件、納期、契約金額その他すべての契約内容の変更の有無・内容等についての合意の成立と同時に効力を生じる。なお、本契約の各条項のうち変更の合意がない部分は、本契約の規定内容が引き続き有効に適用される。

（契約の解除等）
第 13 条　甲は、第 9 条による場合の他、次の各号の一に該当するときは、催告の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。但し、第 4 号乃至第 6 号の場合は催告を要しない。
一　乙が本契約条項に違反したとき。
二　乙が天災地変その他不可抗力の原因によらないで、各納入期限までに本契約の全部又は一部を履行しないか、又は各納入期限までの納入が見込めないとき。
三　乙が甲の指示に従わないとき、その職務執行を妨げたとき、又は談合その他不正な行為があったとき。
四　乙が破産手続開始の決定を受け、その他法的整理手続が開始したこと、資産及び信用の状態が著しく低下したと認められること等により、契約の円滑な履行が困難と認められるとき。
五　天災地変その他乙の責に帰すことができない事由により、中間納入物又は最終納入物物件を納入する見込みがないと認められるとき。
六　乙が、甲が正当な理由と認める理由により、本契約の解除を申し出たとき。
2　乙は、甲がその責に帰すべき事由により、本契約上の義務に違反した場合は、相当の期間を定めて、その履行を書面で催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。
3　乙の本契約違反の程度が著しく、または乙に重大な背信的言動があった場合、甲は第 1 項にかかわらず、催告せずに直ちに本契約を解除することができる。
4　甲は、第 1 項第 1 号乃至第 4 号又は前項の規定により本契約を解除する場合は、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。）を乙に請求することができる。

5　前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項所定の違約金の額を超える場合において、甲がその超える部分について乙に対し次条に規定する損害賠償を請求することを妨げない。

（損害賠償）

第 14 条　乙は、乙の責に帰すべき事由によって甲又は第三者に損害を与えたときは、その被った損害を賠償するものとする。ただし、乙の負う賠償額は、乙に故意又は重大な過失がある場合を除き、第 5 条所定の契約金額を超えないものとする。

2　第 11 条所定の遅延損害金の有無は、前項に基づく賠償額に影響を与えないものとする。

（違約金及び損害賠償金の遅延利息）

第 15 条　乙が、第 13 条第 4 項の違約金及び前条の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を支払わなければならない。

（秘密保持及び個人情報）

第 16 条　甲及び乙は、相互に本契約の履行過程において知り得た相手方の秘密を他に漏洩せず、また本契約の履行に必要な範囲を超えて利用しない。ただし、甲が、法令等、官公署の要求、その他公益的見地に基づいて、必要最小限の範囲で開示する場合を除く。

2　乙は、情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面を甲に提出しなければならない。

3　乙は、委託業務完了又は契約解除等により、甲が提供又は指定した紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により情報を復元及び判読不可能な状態に消去又は廃棄し、返却又は廃棄等報告書を甲に提出しなければならない。ただし、甲が別段の指示したときは、乙はその指示に従うものとする。

4　乙は、委託業務の遂行において情報セキュリティの侵害その他の事故が発生し、又はそのおそれがある場合（乙の内部又は外部から指摘があったときを含む。）には、速やかに必要な措置を講ずるとともに、甲に報告しなければならない。また、甲の指示があったときには、その指示に従うものとする。

5　乙は、甲から情報セキュリティ対策の履行状況の確認を求められた場合には、速やかに状況等を報告しなければならない。また、甲は、必要があると認めるとき（委託業務完了後を含む。）は、乙における情報セキュリティ対策の実施状況を確認するための調査をすることができる。

6　乙は、委託業務の一部を再委託する場合には、再委託することにより生ずる脅威に対して本条に基づく情報セキュリティ対策が十分に確保される措置を講じなければならない。

7　個人情報に関する取扱いについては、別添「個人情報の取扱いに関する特則」のとおりとする。

8　前各項の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（知的財産権）

第 17 条　請負業務の履行過程で生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、発明（考案及び意匠の創作を含む。）及びノウハウを含む産業財産権（特許その他産業財産権を受ける権利を含む。）（以下「知的財産権」という。）は、乙又は国内外の第三者が従前から保有していた知的財産権を除き、第 8 条第 2 項の規定による検査の合格又は第 8 条第 3 項の規定による請負業務完了の日をもって、乙から甲に自動的に移転するものとする。なお、乙は、甲の要請がある場合、登録その他の手続きに協力するものとする。

2　乙は、請負業務の成果に乙が従前から保有する知的財産権が含まれている場合は、前項に規定する移転の時に、甲に対して非独占的な実施権、使用権、第三者に対する利用許諾権（再利用許諾権を含む。）、その他一切の利用を許諾したものとみなし、第三者が従前から保有する知的財産権が

含まれている場合は、同旨の法的効果を生ずべき適切な法的措置を、当該第三者との間で事前に講じておくものとする。なお、これに要する費用は契約金額に含まれるものとする。

3　乙は、甲及び甲の許諾を受けた第三者に対し、請負業務の成果についての著作者人格権、及び著作権法第 28 条の権利その他“原作品の著作者／権利者”の地位に基づく権利主張は行わないものとする。

（知的財産権の紛争解決）

第 18 条　乙は、請負業務の成果が、甲及び国内外の第三者が保有する知的財産権（公告、公開中のものを含む。）を侵害しないことを保証するとともに、侵害の恐れがある場合、又は甲からその恐れがある旨の通知を受けた場合には、当該知的財産権に関し、甲の要求する事項及びその他の必要な事項について遅滞なく調査を行い、これを速やかに甲に書面で報告しなければならない。

2　乙は、知的財産権に関して甲を当事者または関係者とする紛争が生じた場合（私的交渉、仲裁を含み、法的訴訟に限らない。）、その費用と責任において、その紛争を処理解決するものとし、甲に対し一切の負担及び損害を被らせないものとする。

3　第 9 条の規定は、知的財産権に関する紛争には適用しない。また、本条は、本契約終了後も有効に存続する。

（成果の公表等）

第 19 条　甲は、第 8 条第 2 項の規定による検査の合格又第 8 条第 3 項の規定による請負業務完了の日以後、請負業務の成果を公表、公開及び出版（以下「公表等」という。）することができる。

2　甲は、乙の承認を得て、第 8 条第 2 項の規定による検査の合格又第 8 条第 3 項の規定による請負業務完了前に、予定される成果の公表等をすることができる。

3　乙は、成果普及等のために甲が成果報告書等を作成する場合には、甲に協力する。

4　乙は、甲の書面による事前の承認を得た場合は、その承認の範囲内で請負業務の成果を公表等することができる。この場合、乙はその具体的方法、時期、権利関係等について事前に甲と協議してその了解を得なければならない。なお、甲の要請がある場合は、甲と共同して行う。

5　乙は、前項に従って公表等しようとする場合には、著作権表示その他法が定める権利表示と共に「独立行政法人情報処理推進機構が実施する事業の成果」である旨を、容易に視認できる場所と態様で表示しなければならない。

6　本条の規定は、本契約終了後も有効に存続する。

（協議）

第 20 条　本契約の解釈又は本契約に定めのない事項について生じた疑義については、甲乙協議し、誠意をもって解決する。

（その他）

第 21 条　本契約に関する紛争については、東京地方裁判所を唯一の合意管轄裁判所とする。

特記事項

（談合等の不正行為による契約の解除）

第 1 条　甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

一　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為を行ったことによ

り、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき
イ　独占禁止法第 49 条に規定する排除措置命令が確定したとき
ロ　独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する課徴金納付命令が確定したとき
ハ　独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき
二　本契約に関し、乙の独占禁止法第 89 条第 1 項又は第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき
三　本契約に関し、乙（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 又は第 198 条に規定する刑が確定したとき

（談合等の不正行為に係る通知文書の写しの提出）
第 2 条　乙は、前条第 1 号イからハまでのいずれかに該当することとなったときは、速やかに、次の各号の文書のいずれかの写しを甲に提出しなければならない。
一　独占禁止法第 61 条第 1 項の排除措置命令書
二　独占禁止法第 62 条第 1 項の課徴金納付命令書
三　独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の課徴金納付命令を命じない旨の通知文書

（談合等の不正行為による損害の賠償）
第 3 条　乙が、本契約に関し、第 1 条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。
2　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。
3　第 1 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。
4　第 1 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。
5　乙が、第 1 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年 3 パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（暴力団関与の属性要件に基づく契約解除）
第 4 条　甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
一　法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
二　役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
三　役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的

あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

四　役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（再請負契約等に関する契約解除）

第５条　乙は、本契約に関する再請負先等（再請負先（下請が数次にわたるときは、すべての再請負先を含む。）並びに自己、再請負先が当該契約に関連して第三者と何らかの個別契約を締結する場合の当該第三者をいう。以下同じ。）が解除対象者（前条に規定する要件に該当する者をいう。以下同じ。）であることが判明したときは、直ちに当該再請負先等との契約を解除し、又は再請負先等に対し解除対象者との契約を解除させるようにしなければならない。

2　甲は、乙が再請負先等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負先等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負先等との契約を解除せず、若しくは再請負先等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第６条　甲は、第４条又は前条第２項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2　乙は、甲が第 4 条又は前条第 2 項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

3　乙が、本契約に関し、前項の規定に該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の 100 分の 10 に相当する金額（その金額に 100 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を違約金（損害賠償額の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

4　前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

5　第 2 項に規定する場合において、乙が事業者団体であり、既に解散しているときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

6　第 3 項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

7　乙が、第 3 項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年３パーセントの割合で計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（不当介入に関する通報・報告）

第 7 条　乙は、本契約に関して、自ら又は再請負先等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負先等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

本契約の締結を証するため、本契約書 2 通を作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ 1 通を保有する。

2020 年〇〇月〇〇日

甲　東京都文京区本駒込二丁目 28 番 8 号
独立行政法人情報処理推進機構
理事長　富田　達夫

乙　〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇〇号
株式会社〇〇〇〇〇〇〇
代表取締役　〇〇　〇〇

（別添）

個人情報の取扱いに関する特則

（定義）

第 1 条　本特則において、「個人情報」とは、業務に関する情報のうち、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる記述、個人別に付された番号、記号その他の符号又は画像もしくは音声により当該個人を識別することのできるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいい、秘密であるか否かを問わない。以下各条において、「当該個人」を「情報主体」という。

（責任者の選任）

第 2 条　乙は、個人情報を取扱う場合において、個人情報の責任者を選任して甲に届け出る。

2　乙は、第 1 項により選任された責任者に変更がある場合は、直ちに甲に届け出る。

（個人情報の収集）

第 3 条　乙は、業務遂行のため自ら個人情報を収集するときは、「個人情報の保護に関する法律」その他の法令に従い、適切且つ公正な手段により収集するものとする。

（開示・提供の禁止）

第 4 条　乙は、個人情報の開示・提供の防止に必要な措置を講じるとともに、甲の事前の書面による承諾なしに、第三者（情報主体を含む）に開示又は提供してはならない。ただし、法令又は強制力ある官署の命令に従う場合を除く。

2　乙は、業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

3　乙は、業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対し、その在職中及びその退職後においても個人情報を他人に開示・提供しない旨の誓約書を提出させるとともに、随時の研修・注意喚起等を実施してこれを厳正に遵守させるものとする。

（目的外使用の禁止）

第 5 条　乙は、個人情報を業務遂行以外のいかなる目的にも使用してはならない。

（複写等の制限）

第 6 条　乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなしに、個人情報を複写又は複製してはならない。ただし、業務遂行上必要最小限の範囲で行う複写又は複製については、この限りではない。

（個人情報の管理）

第 7 条　乙は、個人情報を取り扱うにあたり、本特則第 4 条所定の防止措置に加えて、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等のリスクに対し、合理的な安全対策を講じなければならない。

2　乙は、前項に従って講じた措置を、遅滞なく甲に書面で報告するものとする。これを変更した場合も同様とする。

3　甲は、乙に事前に通知の上乙の事業所に立入り、乙における個人情報の管理状況を調査することができる。

4　前三項に関して甲が別途に管理方法を指示するときは、乙は、これに従わなければならない。

5　乙は、業務に関して保管する個人情報（甲から預託を受け、或いは乙自ら収集したものを含む）について甲から開示・提供を求められ、訂正・追加・削除を求められ、或いは業務への利用の停

止を求められた場合、直ちに且つ無償で、これに従わなければならない。

（返還等）

第８条　乙は、甲から要請があったとき、又は業務が終了（本契約解除の場合を含む）したときは、個人情報が含まれるすべての物件（これを複写、複製したものを含む。）を直ちに甲に返還し、又は引き渡すとともに、乙のコンピュータ等に登録された個人情報のデータを消去して復元不可能な状態とし、その旨を甲に報告しなければならない。ただし、甲から別途に指示があるときは、これに従うものとする。

2　乙は、甲の指示により個人情報が含まれる物件を廃棄するときは、個人情報が判別できないよう必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

（記録）

第９条　乙は、個人情報の受領、管理、使用、訂正、追加、削除、開示、提供、複製、返還、消去及び廃棄についての記録を作成し、甲から要求があった場合は、当該記録を提出し、必要な報告を行うものとする。

2　乙は、前項の記録を業務の終了後５年間保存しなければならない。

（再請負）

第 10 条　乙が甲の承諾を得て業務を第三者に再請負する場合は、十分な個人情報の保護水準を満たす再請負先を選定するとともに、当該再請負先との間で個人情報保護の観点から見て本特則と同等以上の内容の契約を締結しなければならない。この場合、乙は、甲から要求を受けたときは、当該契約書面の写しを甲に提出しなければならない。

2　前項の場合といえども、再請負先の行為を乙の行為とみなし、乙は、本特則に基づき乙が負担する義務を免れない。

（事故）

第 11 条　乙において個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、乙は、ただちにその旨を甲に報告し、甲の指示に従って、当該事故の拡大防止や収拾・解決のために直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後ただちに当該事故及び応急措置の報告並びに事故再発防止策を書面により甲に提示しなければならない。

2　前項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合において、甲が情報主体又は甲の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、甲は、乙に対し、その解決のために要した費用（弁護士費用を含むがこれに限定されない）を求償することができる。なお、当該求償権の行使は、甲の乙に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

3　第１項の事故が乙の本特則の違反に起因する場合は、本契約が解除される場合を除き、乙は、前二項のほか、当該事故の善後策として必要な措置について、甲の別途の指示に従うものとする。

以上

Ⅲ. 仕様書

1. 件名

「情報セキュリティ対策支援システム　機能拡張」

2. 背景・目的

独立行政法人情報処理推進機構（以下「IPA」という。）では、中小企業及び国民の情報セキュリティ対策水準を向上させることを目的とするシステムである「情報セキュリティ対策支援システム」（以下「現行システム」という。）を開発し公開している。現行システムは、５つの個別システム（①診断／学習システム、②プレゼンターサポートシステム、③セミナーサポートシステム、④SECURITY ACTION 支援システム及び、⑤情報セキュリティ対策ベンチマークシステム（以下「ベンチマーク」という。）で構成（以下「個別システム」という。）されている。本件では以下を目的として実施する。なお、本件機能拡張中および拡張後のシステムを「新システム」と呼ぶ。

a. SECURITY ACTION 自己宣言に係る新規の業務要件への対応（照合用 API 対応）

・ 現在、IT 導入補助金の申請要件である SECURITY ACTION（以下「SA」という。）一つ星取得について、IT 導入補助金事務局と SA 事務局との間での取得有無の照合を ExcelVBA で行っている。IT 導入補助金事務局より、今後は IT 導入補助金の申請時にリアルタイムに照会し結果を回答する API の提供を要望されたため、これを実装する。

b. ベンチマークに係る新規の業務要件への対応（可視化ツール対応）

・ 2020 年 3 月より、サイバーセキュリティ経営ガイドラインをベースとした情報セキュリティ対策状況可視化ツールβ版(Excel)（以下、「可視化ツール」という。）の運用が開始された。これは、Excel ファイル内にある質問項目に回答を記入して診断を行うものだが、より利便性が高い Web サイトページ上で診断を行うため、可視化ツールと近似した診断が可能なベンチマークを利用した開発を企業ユーザから求められており、これを実装する。

3. 業務概要

3.1. 本件の機能拡張イメージ

本件の機能拡張のイメージ図を以下に示す。

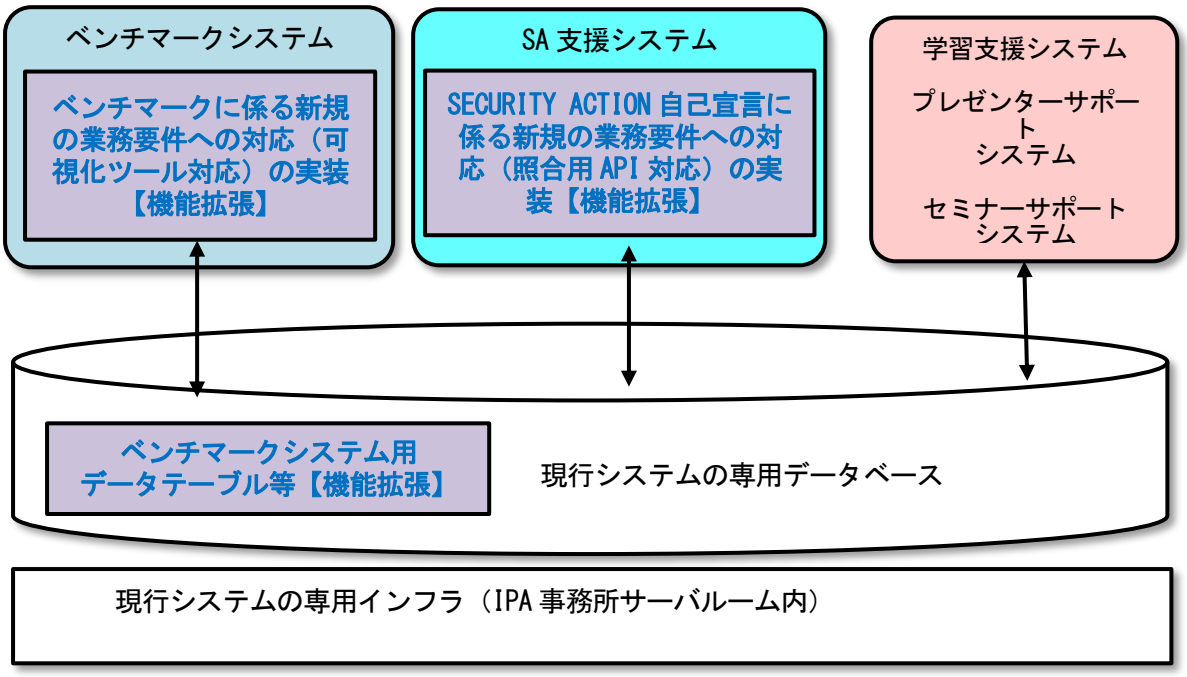

図 1. 本件の機能拡張のイメージ

本件の新システムのイメージ図を以下に示す。
以下の構成で、本番稼働環境と、本番稼働環境と同等のステージング稼働環境が存在する。

図 2. 本件の新システムのイメージ

4. 事業内容

本件の請負者が実施する業務内容を示す。

① 基礎設計

本件の開発において、以下に従い、「5. 開発機能」を実装できるレベルまで確定する。

設計作業では、技術面、業務面について実現性や実効性、リスク耐性などを充分に検討すること。なお、設計作業の完了をマイルストーンとして設定し、設計書についてIPAの承認

を得てから、開発・構築をすすめること。検討に際し以下について配慮しIPAの承認を得ること。

・不整合が発生する可能性がある場合、IPAと協議の上で不整合を解消させること。
・技術的な実現性が担保できること。
・業務における効率性、効果について配慮されていること。

1.機能設計

(1) 将来的な機能拡張に備えて機能改修が容易に行えるように配慮されていること。
(2) 設計時に、今後、対応することが必要と見込まれる項目（例：マイナンバー）については、対応を考慮しアクセス制御の仕組みなどを行うこと。
(3) 利用者区分によるアクセス(システムの操作、情報登録、参照、削除システムの操作、情報登録、参照、削除)の制御を考慮した設計を行うこと。
(4) アクセス制御に関する要件と仕様についての詳細は、機能設計の方針を考慮した上で、要件定義もしくは基本設計の段階にて、改めてIPAと協議の上で定める。

2.画面インターフェース設計・デザイン

(1) 運用管理者、システム管理者以外の利用者向けのインターフェース設計について、作業効率の向上と認知性（わかりやすさ）の向上を目的とした、画面設計を行うこと。
(2) IPA管理者向けのインターフェース設計について、必要最低限の機能を実現すること。
(3) 画面表示に関して、固定的な文字列及び呼び出し方が同じデータについては、ユーザが任意に変更できるものとし、運用マニュアルに変更方法を記載するとともに、変更を行っても、システムが正常に動作することをテスト（保証）すること。

3.情報設計

(1) 固定データは持たずパラメータ管理をすること。パラメータは、IPAの運用管理者が任意に変更できるものとし、運用マニュアルに変更方法を記載するとともに、変更を行っても、システムが正常に動作することをテスト（保証）すること。

② 開発要件

1.開発、機能テスト等に係る作業場所および必要な機器等は、本件の請負者が用意すること。
2.開発、機能テスト等に使用する機器等について、ウイルス対策、セキュリティホール対策など、十分なセキュリティ対策が施されていること。
3.開発環境は納品物件には含まない。

③ 製造・単体テスト

1.①②で確定した機能を実装し、実装したプログラムを単体レベルでテストを実施する。
なお、開発環境については、②開発要件 1.2.3.を遵守すること。

④ 結合テスト

1.③の単体テストを完了した複数のプログラムを結合して結合テストを実施する。

⑤ システムテスト

1.④の結合テストを完了したシステム全体について、本番稼動環境と等価である環境においてシステムテストを実施する。
2.本件での開発対象すべてに対してシステムテストを実施すること。
3.システムテスト実施において発生する、ハードウェアまたはソフトウェアの設定変更作業を行うこと。また、テスト終了時にシステムテスト報告書を作成すること。
4.本件での開発範囲外のすべての現行システムの機能に影響がなく、業務を担保できることを確認すること。
5.システムテスト実施において、今回開発対象外のアプリケーションが必要な場合は、現行システムの開発業者からモジュールを提供する協力を得られる様、事前に合意を形成しておくこと。
6.システムテスト実施において、アプリケーションのテストも含め、IPA でのオンサイトで

の作業を前提とすること(既存のオペレーション環境は、既存業者が準備しているため、立ち入ることは不可)。

7. ②③に変更を伴う作業を実施した際には、テストを実施すること。また、ネットワーク設定に変更が必要な場合、本件での開発対象及び現行システムも含めたすべてのシステムに影響がないかテストを実施し、正常稼働を担保すること。
8. システムテスト工程で発見された不具合等については、システムテスト工程完了時までに対応を完了すること
9. システムテストの完了後に IPA が実施する受入れテストにおいて不合格が発生した場合、直ちに必要な修復を行うものとする。また、システムテストでは納品後に IPA が実施するペネトレーションテストと同等のテストを実施すること。
10. IPA が実施するペネトレーションテストの主要項目を参考として以下に記載する（下記以外で、政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン(平成 30 年度版)に記載のもの等を含む)。

＜Web アプリケーション診断＞

・クロスサイトスクリプティング
・クロスサイトリクエストフォージェリ
・SQL インジェクション
・セッション管理
・認証機能の安全性
・ファイル拡張子診断
・OS コマンドインジェクション診断
・ディレクトリトラバーサル診断
・権限昇格診断
・パラメータ書き換え診断
・その他 Web アプリケーション固有の問題の診断

＜ネットワーク診断＞

・管理者権限を持つアカウントによる OS・ミドルウェア等へのログイン
・一般ユーザ権限を持つアカウントによる OS・ミドルウェア等へのログイン
・権限昇格
・認証を回避しての OS に対するコマンドの実行
・認証を回避しての対象ホスト内の情報の窃取

⑥ 受入れテスト支援

1. 受入れテストの実施において、本番稼動環境において行うものとする。
2. 受入れテスト実施の際は、本件の請負者が IPA に事前に実施方法を示した上、各設定に関する証跡の提示を行うこと。
3. 受入れテストの結果、納品物件の全部または一部に不合格が生じたときは、直ちに必要な修復を行うこと。

⑦ ドキュメント作成

1. 本件で開発した機能を円滑に利用するための「利用マニュアル」を作成すること。
2. 利用マニュアルは IPA 外部の利用者、IPA 内部の利用者向けに２種類作成すること。
3. 新システムを操作するために必要な手順・プロセスがある場合は、手順書を作成すること。
4. 本件で作成したマニュアルは IPA の承認を得ること、また、本件で作成したマニュアルに変更が生じた場合は、IPA と協議の上、本件の請負者が変更し、IPA に提供すること。

⑧ システム要件

1. 本件の開発において、現行システムの本番稼動環境にすべての機能を実装すること。また、

現行システムのステージング稼働環境にも本番稼働環境と同等に、すべての機能を実装すること。ただし、データについては検証用データとして別途準備をすること。

2. ⑪「保証要件」を遵守するために環境が必要な場合、本件の請負者にて準備をすること。ただし、環境や端末などセキュリティ上の問題の有無について、IPA の監査を実施し問題が発生した場合は、問題を解決した上で IPA に許可をとること。

3. 現行システムの監視システムにて、本件の開発で新たに追加したアプリケーションの監視ができるようにすること。

⑨ セキュリティ要件

本件のセキュリティについて、以下を遵守すること。

1. セキュリティ対策方針

⑴ IPA のセキュリティポリシーを遵守すること。情報に対する不正アクセス、情報漏えい及び改ざんを防止するため、機密性、完全性及び可用性の観点で対策を行うこと。

⑵「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準（平成 30 年度版)」を遵守すること。

⑶ セキュリティ要件を定義するにあたり内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）が公開している SBD マニュアルに準拠すること。

⑷ 開発 作業及びシステムに影響を及ぼす可能性がある他の作業、物品及びシステムに対し、事前に予測できる範囲内で適切なセキュリティ対策を行うこと。

⑸ 本システムを構成するソフトウェア等では十分なセキュリティ対策を講じることが困難な場合は、多層防御によりシステム全体のセキュリティを担保すること。

⑹ 導入したシステムについて、ウイルス等感染防止の対策を行うこと。定期的にウイルスパターンファイル等の更新を行えること。

⑺ OS について、ユーザごとに権限を付与しアクセス制御できること。

⑻ 本件の請負者の責任範囲にある作業及び物品に対して、本件の請負者の責任において十分なセキュリティ対策を施した上で、認証製品の活用など IPA の指示も踏まえたセキュリティ対策を行い、マルウェアやネットワークセキュリティアプライアンスなどの各種ログの解析を行う業務の遂行に適した柔軟なセキュリティレベルを維持すること。

⑼ 開発する情報システムの構成要素のうち、本件の請負者又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている物件が、「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」に記載されている製品分野であり、且つ「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」に記載されている「セキュリティ上の脅威」が 1 つ以上存在する環境にそれぞれ以下のいずれかの要件を満たすこと。

・「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」に記載されている「国際標準に基づくセキュリティ要件」に準拠した第三者認証を取得していること。

・「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」に記載されている「セキュリティ上の脅威」の内、利用環境において存在する脅威に対抗するためのセキュリティ機能が実装されていることを受注者が示すこと。ただし、利用環境において「IT 製品の調達におけるセキュリティ要件リスト」に記載されている「セキュリティ上の脅威」以外の対抗すべき脅威が当該製品に存在している場合においては、存在する全ての脅威に対抗できるセキュリティ機能が実装されていることを本件の請負者が示すこと。

⑽ 現在の技術で実現可能な対策を具体的な方法で行うこと。

⑾ ウェブアプリケーションの実装においては、IPA が公表している「安全なウェブサイトの作り方」の最新版に従うこと。

https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html

(12) IPA が公表している「Web Application Firewall 読本」の最新版を参考にすること。
https://www.ipa.go.jp/security/vuln/waf.html

(13) IPA が公表している「『高度標的型攻撃』対策に向けたシステム設計ガイド」の最新版を参考にすること。
https://www.ipa.go.jp/security/vuln/newattack.html

(14) パスワードを発行する際は、下記 URL を参考にし安全な発行方法を構築すること。
https://www.ipa.go.jp/security/awareness/vendor/programmingv2/contents/101.html

2. 情報管理体制

(1) 本件業務の過程で収集・作成する情報は、本事業の目的の他に利用しないこと。但し、本件業務の実施以前に公開情報となっていたものについては除く。

(2) 本件業務の過程で収集・作成する情報のうち、IPA が秘密情報であると指定するものについては、それが第三者に漏えいしないよう、アクセス制御、暗号化、通信の保護等の適切な情報セキュリティ対策を施すこと。

(3) 本件の請負者は本件で知り得た情報を適切に管理するため、次の履行体制を確保し、IPA に対し「情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面（情報管理体制図）」及び「情報取扱者名簿」（氏名、住所、生年月日、所属部署、役職等が記載されたもの）を提出し、担当部門の同意を得ること。なお、情報取扱者名簿は、委託業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を掲載すること。

（確保すべき履行体制）

契約を履行する一環として本件の請負者が収集、整理、作成等した一切の情報が、IPA が保護を要さないと確認するまでは、情報取扱者名簿に記載のある者以外に伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

IPA が個別に承認した場合を除き、本件の請負者に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の本件の請負者方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の本件の請負者以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保証する履行体制を有していること。

情報管理体制図（例）

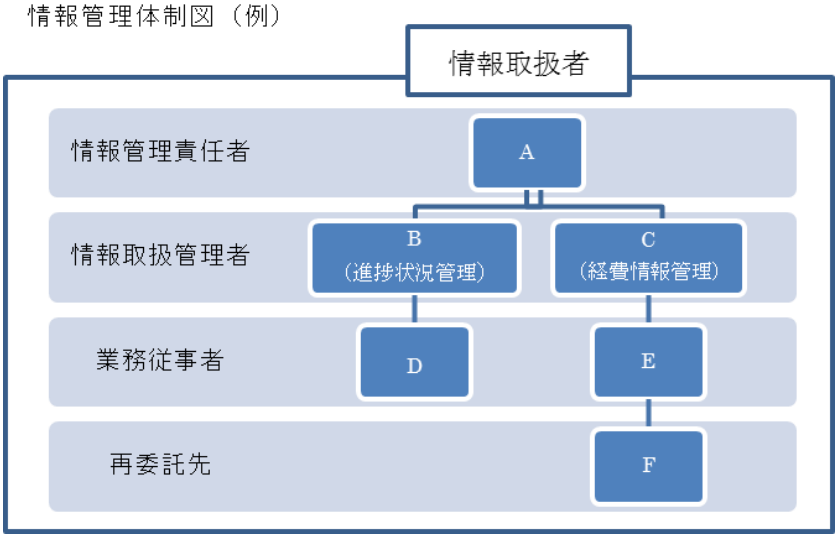

※情報管理体制図に記載すべき事項は、下記のとおり。

・本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う全ての者。（再委託先も含む。）

・本業務の遂行のため最低限必要な範囲で情報取扱者を設定し記載すること。
・情報管理規則等を有している場合で上記例を満たす情報については、情報管理規則等の内規の添付で代用可能とする。

情報取扱者名簿（例）

		(しめい) 氏名	住所	生年 月日	所属 部署	役職	パスポート 番号(※4)
情報管理責任者(※1)	A						
情報取扱管理者(※2)	B						
	C						
業務従事者(※3)	D						
	E						
再委託先	F						

※1 請負者として情報取扱の全ての責任を有する者。必ず明記すること。
※2 本業務の遂行にあたって主に保護すべき情報を取り扱う者ではないが、業務の進捗状況等管理を行うなど、保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
※3 本業務の遂行にあたって保護すべき情報を取り扱う可能性のある者。
※4 日本国籍を有する者、及び法務大臣から永住の許可を受けた者（入管特例法の「特別永住者」を除く。）以外の者は、パスポート番号等を記載。

(4) 本件で知り得た一切の情報について、情報取扱者以外の者に開示又は漏えいしてはならないものとする。ただし、IPA の承認を得た場合は、この限りではない。
(5) (3) の情報セキュリティを確保するための体制を定めた書面又は情報取扱者名簿に変更がある場合は、予め IPA へ届出を行い、同意を得なければならない。
(6) 本件業務に係る情報セキュリティインシデントが発生した場合には、本件業務の IPA 担当者に、速やかに連絡すること。また、業務実施に支障をきたさないよう対策を準備し、対策内容を事前に書面にて説明すること。
(7) 本件業務の過程で収集・作成する情報のうち、IPA が秘密情報であると指定するものについての受け渡しは、直接、IPA 担当者に手渡しする場合を除き、アクセス制御、暗号化、通信の保護等の適切な情報セキュリティ対策が施された手段にて行うこと。
(8) 本件業務の過程で収集・作成する情報のうち、IPA が別途秘密情報であると指定するものについては、本件業務終了後、IPA との間で合意した安全な方法により廃棄抹消し、その事実を (3) に記載の管理体制の責任者が確認し、書面にて報告すること。
(9) 情報セキュリティ対策の履行状況について、IPA が必要と判断し説明を求めた場合には、随時 書面にて説明すること。
(10) 本件業務の過程で情報セキュリティ対策が不十分であることが判明した場合は、対処について IPA と速やかに協議し、必要な対策を行うこと。
(11) 本件業務の一部を別の事業者に再委託する場合は、再委託先において生ずる情報セキュリティ上の脅威に対して情報セキュリティを十分確保し、再委託先の情報セキュリティ対策の実施状況を確認すること。

(12)本件業務の過程で収集・作成する情報のうち、IPAが秘密情報であると指定するものを保管する際やIPAとの間で秘密情報の受け渡しをする際にクラウドサービスを利用する場合は「クラウドサービス利用のための情報セキュリティマネジメントガイドライン」に記載されている情報セキュリティ対策を行うこと。

(13)IPAから提供した資料又はIPAが指定した資料の取扱い（返却・削除等）については、担当職員の指示に従うこと。業務日誌を始めとする経理処理に関する資料については適切に保管すること。

⑩ 非機能要件

本件の非機能の内容について、以下を遵守すること。

1.信頼性要件

現行システムは、計画的なメンテナンスを除いて原則24時間365日の稼動としている。平日日中のサービス停止は最大で2時間程度にとどめる。深夜休日に発生したサービス停止は次営業日の対応とし2時間程度にとどめる。障害発生率は年に数回程度とする。

2.上位互換性要件

(1)OS、ミドルウェア及びアプリケーションなどについては、安定かつ最新バージョンを導入すること。ソフトウェアのバージョンによる非互換等がある場合は、その旨を示した上で、動作確認の取れている中で最新のバージョンを採用すること。

(2)オープンソースソフトウェアを使用する場合は、セキュリティパッチ等のバージョンアップの際の影響を避けるため、開発コミュニティやOSSベンダーが提供するソースコードを無改造の状態で使用すること。

3.システム中立性要件

(1)対象システムは特定製品・技術に依存せず、他事業者がシステムの拡張を引き継ぐことが可能であること。

⑪ 保証要件

本件の保証の内容について、以下を遵守すること。

1.納入物件に対して、各納品時から2024年9月末日までの期間において納入物件が設計書の通り動作することを保証すること。

2.納入物件に関するメーカのサポート期間が2024年9月末日まであること。もしくは相当する保証を提供すること。

3.納入物件に関する技術情報の提供を平日9:30から18:15の範囲で提供すること。日本語によるコミュニケーションを提供すること。

4.納入物件に関する技術的な問題（導入時に使用していない機能や、メーカが提供するバージョンアッププログラムを含む）で、マニュアル等により判別がつかない事象が発生した場合に、IPA担当者が速やかに対応し事象を解決することができる技術情報を提供すること。

5.納品物件に関するセキュリティパッチおよびアップデートの適応について、速やかにIPAに情報提供し、適用について本システムが正常動作することを保証すること。また、IPA担当者が速やかに対応し事象を解決することができる情報と手順を提供すること。

6.JVN（Japan Vulnerability Notes）、JVN iPediaを活用するなどを行い、IPAに対し本システムのセキュリティリスクに関する情報提供を適宜かつ速やかに行うこと。

7.問題や対応が発生した場合にIPA担当者が速やかに対応し事象を解決するための手順書を利用マニュアルに含めること。

8.設計書に基づいた保証基準を保証期間開始前に作成しIPAに承認を得ること。

9.保証を行うために機能等の開発が必要な場合は、本入札範囲に含めること。

10.現行システムすべての保証内容を引継ぎ、同等の保証を行うこと。なお、現行システム

の保証内容は IPA から提供する。

11. 下記項目については保証の範囲とするが、実施時期や有償／無償について IPA と協議の上決定することとする。

⑴ 本番稼動後一年を越えてシステムの不具合が発生し、訂正するために相当の工数が必要な場合。

⑵ 納入物件に含まれる、請負者又は第三者が従前から保有する知的財産権が含まれている物件のバージョンアップ等により保証対象範囲の変更が必要となった場合。

12. 下記項目については保証の範囲外とする。

⑴ 利用者側の故意により問題が発生した場合。

⑵ 納品後のソフトウェア製品の性能等を改善する場合。

⑶ 納品後に本件の請負者以外が行った、機能追加等の改修および改造部分に関する問題である場合。ただし、問題の切り分けについては本件の請負者の範囲とする。

⑷ 保証の対象外であることを、保証期間開始前に IPA と合意した項目の場合。

⑫ プロジェクト管理要件

本件に関するプロジェクト推進における管理作業全般を行うこと。

開発のプロジェクト管理は EVM（Earned Value Management）を中心として行うものとする。

また、以下を遵守すること。

1. プロジェクト管理業務

⑴ EVM によるプロジェクト管理経験者がプロジェクト管理者であること。

⑵ 作業の効率化及び可視性を担保するために、EVM を中心とし、WBS や WBS ディクショナリ、課題やリスクの管理について、テンプレートやツール等の活用を検討すること。

⑶ プロジェクト管理に利用するプロセスは、SLCP に定義されるプロセス名称やプロセスを優先して用いること。

⑷ プロジェクト計画書（方針、作業アプローチ、条件、WBS、WBS ディクショナリ、基準計画スケジュール、体制等）を契約後 2 週間以内に作成し、作業開始前に IPA 責任者の承認を得ること。

⑸ プロジェクト計画書には、プロジェクトの効果目標や要求事項、要求との関係、各種テストによる効果目標や要求事項の達成、要求の実現可能性について記載すること。

⑹ プロジェクト開始時に、品質管理基準と成果物の受入れ基準案を IPA に提示すること。

2. スケジュール管理および体制管理

⑴ 体制には、本件に従事する全ての者において業務を遂行する能力があることを証明できること。具体的には、各業務従事者の略歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等）を提出し、業務遂行能力を証明すること。また、資本関係・役員等の情報、本業務の実施場所、本作業従事者の所属・専門性・実績及び国籍に関する情報を IPA に提出すること。

⑵ WBS ディクショナリにより、作業工程ごとの、作業内容、作業担当者、工数、成果物、レビュー方法、リスク、開始・終了条件及び進捗計測基準を明確にすること。

⑶ プロジェクトメンバーや担当作業に変更が生じる場合、その旨をリスク分析結果とともに IPA に報告し、承認を得ること。

⑷ 定期的に EVM チャートや進捗状況報告書を作成の上、作業状況を報告すること。

⑸ 保証期間開始時に、IPA 担当者とプロジェクト評価について協議合意の上、成果物の品質、作業完了状況、作業内容の評価、プロジェクト効果の達成状況、品質状況、リスク報告を IPA に行うこと。なお、プロジェクト評価は IPA において保管し、今後の調達や各種説明資料として利活用する。

3. 品質管理及びリスク管理

⑴ 品質の検証や改善のため、品質計画書および品質評価基準書を作成すること。

⑵ プロジェクト体制内に、プロジェクト実務者ではない第三者の品質保証者を配置すること。品質管理は、プロジェクトマネージャ等のプロジェクト実務者が担当することとし、品質管理者と品質保証者は別の者であること。

⑶ 品質管理者は、品質評価計画の立案、検証及び品質改善策の検討と実施を管理する体制を確保すること。

⑷ 品質管理者は各種取り組みが手順通り実施されていることを確認し、定期的に IPA へ報告すること。また、品質保証者は、品質管理者の作業が適切なものかを確認し（各種要領や取り決め事項、品質計画や基準への評価）、定期的に IPA へ報告すること。

⑸ 要件定義、基本設計、詳細設計、各種テスト等の各工程完了時には、品質管理者と請負者のシステム全体責任者および個別システム責任者が参加する品質評価会議を開催し、品質および工程について、IPA の承認を得ること。

⑹ 品質管理者は本プロジェクトの遂行に影響を与えるリスクを識別し、その発生要因や発生確率、影響度および管理方法等について定期的に具体的な分析を行うこと。

⑺ 分析結果を記載した報告書等により定期的に IPA へ報告すること。

4. プロジェクト実施体制

⑴ 本プロジェクトを円滑に実施するために最適な体制を示すこと。

⑵ 各自の役割及び責任範囲を定義すること。

⑶ 再請負先等がある場合はそれらを含むこと。

⑷ 通常時の連絡体制の他、非常時の連絡体制についても含むこと。

⑸ 業務の継続性やサービスレベル維持の観点から、IPA の担当窓口となる専任の要員が含まれること。なお、当該要員は、独立行政法人に関する法令や業務に関する深い知見を有する者であること。

⑹ 情報セキュリティ対策の観点から、情報処理の促進に関する法律（昭和 45 年 5 月 22 日法律第 90 号）第 15 条に基づく情報処理安全確保支援士の登録を受けている者、情報処理安全確保支援士試験に合格した者、又はこれらと同等の知識及び技能を有する者であり、かつ、情報システムの設計・開発等の情報処理業務の実務経験年数が 2 年以上の要員が含まれること。

⑬ その他

1. 資格

⑴ 現行システムが利用しているパッケージソフトウェア（Responsive Krei）に関する導入実績があること。なお、導入実績とは、各パッケージソフトウェアについて開発機能を母数とした場合の利用割合が 50%以上であること。

⑵ 本件のプロジェクト管理者として、以下の何れかの区分に合格し、合格後 3 年以上の実務経験を有している者を、専任で配置すること。

・情報処理の促進に関する法律に基づき実施される、情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ

・情報処理の促進に関する法律に基づき実施される、情報処理技術者試験の IT ストラテジスト、システムアーキテクト

・上記と同等以上の資格、若しくは同等以上と認められる実績。

⑶ 大型プロジェクト経験を有するプロジェクトマネージャーを専任で配置すること。

⑷ データベースシステムを使用したウェブアプリケーション開発について、十分な知識や経験を有する要員が体制に含まれていること。

(5) ユーザインターフェースの設計について、十分な知識や経験を有する要員が体制に含まれていること。
(6) プロジェクトメンバーに仮想化技術の構築経験を有する者が専任で体制に含まれていること。
(7) プロジェクトメンバーの 3 分の 2 以上が情報処理の促進に関する法律に基づき実施される、情報処理技術者試験の基本情報技術者（または同等以上）の資格を有していることが望ましい。
(8) 本件のセキュリティ管理者として、以下の何れかの資格を保有している者を専任で配置すること。
・情報処理の促進に関する法律に基づき実施される、情報処理技術者試験の情報セキュリティスペシャリスト、システム監査技術者。
・上記と同等以上の資格、若しくは同等以上と認められる実績。

2. 本件遂行に当たっての留意点
(1) プロジェクトマネジメント業務に関する会議体の運営や管理対象業者との調整、各種支援等の実施は、IPA 内で実施すること。ただし、オンライン会議の併用を可能とし、説明資料をはじめとする成果物の作成やその準備に要する日常の作業場所は請負者にて確保すること。なお、作業場所には本業務に関連する資料等を保管するための鍵付ロッカーがあること。
(2) 本件の遂行に当たっては、問題点や課題の指摘にとどまらず、有効的な解決策の提示および必要な調査を行うこと。
(3) その他、本件の円滑な遂行を実現するため、必要なときに積極的に調整等を行うこと。また、積極的に問題や課題の早期 発見に努め、主体的かつ迅速に解決に取り組むこと。
(4) 本件に定めた作業は、現時点で想定される範囲で記述したものである。今後、各作業等に変更が生じたときは、IPA と協議の上、柔軟に対応すること。
(5) 導入機器やソフトウェア等は環境に対する配慮がされており、中古ではないこと。

3. 機密保持
本件の請負者の作業等に関し、IPA が提供する情報および資料は、公開されているものを除き、第三者に開示や漏えいまたは他の目的に使用しないこと。また、機密保持のために必要な対策を講じること。

5. 開発機能
本件の範囲とする機能を以下に示す。

5.1. ベンチマークシステム
ベンチマークシステムの開発範囲を以下に示す。

表 1　機能拡張一覧（ベンチマークシステム）

No.	分類	機能名称	機能概要	流用 ○：有 －：無	流用内容
1	IPA 外部の利用者向け				

1-1	ベンチマークシステム機能	可視化ツール Web 版の診断機能の追加	・IPA が公開している「ベンチマークシステム」を元に、可視化ツール Web 版の診断機能を作成。 ※操作性の共通化を行うこと。 ※「ベンチマークシステム」が提供しているすべての機能を有すること。	○	ベンチマークシステムの既存機能（質問の表示、回答入力、レーダーチャート表示など）を流用して開発する
1-2		アドバイス表示	・診断の回答を入力する際の設問の説明内容を、「備考」ボタン押下で表示する。 ・診断結果表示時に、必要とされる取組み内容を、「備考」ボタン押下で表示する。	－	－
1-3		診断結果	・診断結果をレーダーチャートで表示できること。ただし、１つの設問ごとの表示、設問グループ単位（設問を複数のグループに分ける）で平均値でのレーダーチャートによる比較ができること（業界別、過去の診断結果等）。 ・診断結果をアカウント単位で過去履歴を 5 回分持てること。また、過去履歴を参照できること。 ・補足説明や例示を別ウィンドウで表示する。	－	－
1-4		結果出力	・診断結果の内容を CSV 形式で出力する。 ※過去の診断履歴も含めて出力する。 ・診断結果の PDF 出力機能を有する。	－	－
2	IPA 内部の利用者向け（運用管理）				
2-1	ベンチマークシステム機能	可視化ツール Web 版	・IPA が公開している「ベンチマークシステム」の運用管理全ての機能を、可視化ツール Web 版でも行える。	○	ベンチマークシステムの既存機能（登録データ管理、診断コース管理など）を流用して開発する

5.2. SA 支援システム

SA 支援システムの開発範囲を以下に示す。

表 2-1　機能拡張一覧（SA 支援システム）

No.	分類	機能名称	機能概要	流用 ○:有 ―:無	流用内容
1	SA 支援システム機能	SA 宣言有無照合用 API	・外部システムを要求側、SA 支援システム側を回答側とする API を SA 支援システム内に設け、REST 方式による通信と JSON 形式のデータ交換を実装する。 なお、通信は両者間で取り決めた特定の IP アドレスまたは特定のポートにより行うが、既存の支援システム全体の通信に影響が生じぬよう、入念な調査と設定変更作業を伴う。 ・外部システムから SA 支援システムに対して、SA 宣言有無状況の照会要求があった場合に応答し、外部データを受信する。 ・SA 支援システムから照合に必要な項目のみにしたデータ（以下、SA 照合用データという。）を生成する。 ・SA 照合用データの生成は、既存システムのジョブスケジューラから 10 分程度の間隔で実行すること。 ・外部データと SA 照合用データを入力し、SA 宣言の有無判定を行って、結果データを出力する。 ・判定条件は、現行の照合に用いている ExcelVBA のコードを Web プログラム化し、同等の判定水準を満たすこと（※）。 ・結果データを元に API 回答データを用意する。回答データは、現行システムの SA 支援システムと同じシステム上に配置すること。 ・現行システムの開発業者が設計・構築・保証をしている内容に準じ、データのバックアップを取得すること。バックアップは、既存システムと同じバックアップ領域に保管すること。 ・障害発生時に問題個所を特定できる設計・方式で、実装すること。 ・現行システムの監視システムによる監視設定を行うこと。	―	―

（※）現行の照合処理と判定条件について

入力情報	・外部データ

<table>
<tr><td></td><td>｛自己宣言 ID、申請番号、事業形態、法人番号、法人名、屋号、代表者氏名、都道府県｝
・SA 照合用データ
｛自己宣言 ID、事業者名、事業者名カナ、法人番号、都道府県、ステータス（申込状況)｝</td></tr>
<tr><td>照合処理</td><td>・以下の内容を順番に判断し、照合結果（“〇”、“×”）を判定する
①一次照合処理
<table>
<tr><th>外部データの
事業形態</th><th>結果</th><th colspan="2">理由</th></tr>
<tr><td rowspan="3">法人</td><td>〇</td><td colspan="2">外部データと SA 照合用データの自己宣言 ID、法人番号または法人名が一致する</td></tr>
<tr><td rowspan="2">×</td><td>a</td><td>外部データの自己宣言 ID が SA 照合用データに存在するが、両者の法人番号も法人名も一致しない</td></tr>
<tr><td>b</td><td>外部データの自己宣言 ID が SA 照合用データに存在しない</td></tr>
<tr><td rowspan="3">個人事業者</td><td>〇</td><td colspan="2">外部データと SA 照合用データの自己宣言 ID、外部データの屋号または代表者名が SA 照合用データの事業者名と一致する</td></tr>
<tr><td rowspan="2">×</td><td>c</td><td>外部データの自己宣言 ID が SA 照合用データに存在するが、外部データの屋号または代表者名が SA 照合用データの事業者名と一致しない</td></tr>
<tr><td>d</td><td>外部データの自己宣言 ID が SA 照合用データに存在しない</td></tr>
</table>
②二次照合処理…外部データと SA 照合用データの法人名もしくは屋号を以下のパターンで確認し“〇”とする
<table>
<tr><th>No.</th><th>“〇”と判断するパターンの内容</th></tr>
<tr><td>1</td><td>一方がアルファベットで他方がカタカナ</td></tr>
<tr><td>2</td><td>株式会社と（株）</td></tr>
<tr><td>3</td><td>有限会社と（有）</td></tr>
<tr><td>4</td><td>一方のみ法人格を記載、対応する法人格は以下
｛株式会社、有限会社、合資会社、合名会社、相互会社、学校法人、一般財団法人／公益財団法人、一般社団法人／公益社団法人、宗教法人、社会福祉法人、医療法人／医療法人社団、医療法人財団／社会医療法人｝</td></tr>
<tr><td>5</td><td>〇〇歯科と〇〇歯科医院</td></tr>
<tr><td>6</td><td>中黒（・）の有無</td></tr>
</table>
・理由が「a」の場合
・外部データと SA 照合用データのそれぞれの法人名を比較し、上記のパターンに適合した場合、結果を“〇”に変更する。
・他事業者の自己宣言 ID の場合は、外部データの法人名で SA 照合用データを検索し、一致した場合は外部データの自己宣言 ID の入力ミスとする。コメント欄に正しい SA 照合用データの自己宣言 ID を記載する。照合結果は“×”のまま変更しな</td></tr>
</table>

	い。 ・理由が「b」の場合 ・外部データの法人名で SA 照合用データを検索し、一致した場合は外部データの自己宣言 ID の入力ミスとする。コメント欄に正しい SA 照合用データの自己宣言 ID を記載する。照合結果は“×”のまま変更しない。 ・上記に該当しない場合は、コメント欄に「該当自己宣言 ID なし」と記載する。 ・理由が「c」の場合 ・外部データの屋号または代表者名と SA 照合用データの事業者名を比較し、どちらかのデータの入力ミスと判断できる程度の差異の場合は、照合結果を“〇”に変更する。 ・理由が「d」の場合 ・外部データの屋号で SA 照合用データの事業者名を検索し、一致した場合は外部データの自己宣言 ID の入力ミスとする。コメント欄に正しい SA 照合用データの自己宣言 ID を記載する。照合結果は“×”のまま変更しない。 ・外部データの代表者名で SA 照合用データの事業者名を検索し、一致した場合は外部データの自己宣言 ID の入力ミスとする。コメント欄に正しい SA 照合用データの自己宣言 ID を記載する。照合結果は“×”のまま変更しない。 ・上記に該当しない場合は、コメント欄に「該当自己宣言 ID なし」と記載する。
出力情報	・照合結果データ {外部データ、照合結果（“〇”、“×”）、コメント欄（エラー詳細）}
判定水準	“〇”となる判定率は約 97%。

5.3. 共通

新システム全体に共通する項目の本件範囲を以下に示す。

5.3.1. 最新ブラウザ

以下に記述の最新ブラウザに対応する。

※対象ブラウザは、基本設計工程で最新ブラウであることを確認し確定させること

表 3　対応ブラウザー覧　　凡例：◎保証　〇動作確認のみ

デバイス		OS バージョン	ブラウザ	現行システム	新システム
PC	Windows	Windows 8(8.1)	InternetExplorer11	◎	◎
		Windows 10	InternetExplorer11	◎	◎
			Edge	◎	◎
			Chrome	◎	◎
			Firefox	◎	◎
	Mac OS X	10.11(El Capitan)	Safari9	〇	〇
			Safari10	〇	〇
			Safari11	◎	◎
		10.12(Sierra)	Safari10	〇	〇
			Safari11	◎	◎
			Safari12	〇	◎
		10.13(High Sierra)	Safari10	〇	〇

			Safari11	◎	◎
			Safari12	○	◎
		10.14(Mojave)	Safari12	◎	◎
			Safari13	○	◎
			Safari14	○	◎
		10.15(Catalina)	Safari13	○	◎
			Safari14	○	◎
タブレット	iOS	iOS10.x	Safari	○	○
		iOS11.x	Safari	◎	◎
		iOS12.x	Safari	◎	◎
		iOS13.x	Safari	○	◎
		iOS14.x	Safari	○	◎
	Android	Android6.x	Chrome	○	○
		Android7.x	Chrome	○	○
		Android8.x	Chrome	◎	◎
		Android9.x	Chrome	◎	◎
		Android10.x	Chrome	○	◎
		Android11.x	Chrome	○	◎
	Windows	Windows 10	InternetExplorer11	◎	◎
スマートフォン	iOS	iOS10.x	Safari	○	○
		iOS11.x	Safari	◎	◎
		iOS12.x	Safari	◎	◎
		iOS13.x	Safari	○	◎
		iOS14.x	Safari	○	◎
	Android	Android6.x	Chrome	○	○
		Android7.x	Chrome	○	○
		Android8.x	Chrome	◎	◎
		Android9.x	Chrome	◎	◎
		Android10.x	Chrome	○	◎
		Android11.x	Chrome	○	◎

6. 納入関連

6.1.納入期限

中間納入日　2021年3月8日（月）

最終納入日　2021年7月16日（金）

6.2.納入場所

〒113-6591

東京都文京区本駒込2-28-8 文京グリーンコートセンターオフィス

独立行政法人情報処理推進機構　セキュリティセンター企画部　中小企業支援グループ

6.3.納入物件

以下の「表 4　納入物件一覧」に示す納入物件について、「6.1.納入期限」に示す納入期限までに各 1 式ずつ提出すること。なお、納入物件に関しては、記録媒体（CD-R、DVD-R、

BD-R）等に格納の上、提出すること。

① 各納入物件は、作成作業に着手する前に記載内容、記載レベルについて IPA の承認を得ること。
② 納入物件以外のドキュメント（プロジェクト進行に伴う報告書、議事録、課題管理票など）についても、適宜 IPA に提出すること。
③ 現行システム成果物の変更を伴う場合は現行システムの成果物を修正して納入物件とすること。
④ No2～6、9、10 は個別システムごとに作成すること。
⑤ No1～5，7～9 は、検収用に紙媒体 1 部を IPA に納入すること。
⑥ No1～5，7～9 は、日本語で作成し、図表等は本文中に挿入すること（ただし、固有名詞や文献参照等に外国語表記を用いてもよい）。また、図表等については、全て編集可能であること（例えば、作図ツール等を用いて作成した図について、ビットマップ化したものを文書中に挿入した場合は、その元ファイル（作図ツール用のファイル形式）を併せて納入すること）。

表 4　納入物件一覧

No	納入物件	内容	納入期限	
			中間	最終
1.	品質計画書 品質管理報告書 品質評価基準書	品質保証者の氏名、品質を保証するに足る品質管理方法、品質向上状況、定量的な検査結果を含む、品質管理報告書及び、品質評価基準書。		○
2.	基本設計書	仕様書に基づいて定義及び設計した、基本設計を記載した資料。DB 設計書（ER 図含む）、画面設計書を含む。 中間納品成果物を含めること。		○
3.	テスト計画書 テスト仕様書 テスト結果報告書	本プロジェクトで実施されるテスト全ての関連や目的を含む計画書。 テスト方法やテスト項目などを記載した資料と、それに基づき実施したテスト結果を記載した資料。 テストとは、単体テスト、結合テスト、システムテストを指す。 中間納品成果物を含めること。		○
4.	利用マニュアル （最終納入分）	利用者（IPA 外、IPA 内）向けの利用方法を説明したマニュアル。		○
5.	移行計画書 移行結果報告書	システムテスト前や本番稼動前に実施するデータ移行の計画を示す移行計画書。及び実施した結果を記載した資料。		○
6.	ソースコード 実行プログラム 設定ファイル （最終納入分）	開発したプログラムのソースコード、実行プログラム。オープンソースソフトウェアや商用製品を使用した場合は、そのソースコード（公開されている場合）と実行プログラム。 開発したプログラムやその他ソフトウェアの設定ファイル。		○

No	納入物件	内容	納入期限	
			中間	最終
7.	プロジェクト管理関連データ	プロジェクト計画書、プロジェクト結果報告書 WBS、WBS ディクショナリ ドキュメントレビュー計画書・レビュー結果報告書		○
8.	中間報告書	「5. 開発機能 5.2.SA 支援システム」の作業における以下の成果物を中間報告書として纏めること。 ・基本設計書 ・テスト仕様書 ・テスト結果報告書	○	
9.	利用マニュアル（中間納入分）	「5. 開発機能 5.2. SA 支援システム」の作業における以下の成果物 ・利用者（IPA 内外）向けの利用方法を説明したマニュアル。	○	
10.	ソースコード 実行プログラム 設定ファイル （中間納入分）	「5. 開発機能 5.2. SA 支援システム」の作業における以下の成果物 開発したプログラムのソースコード、実行プログラム。オープンソースソフトウェアや商用製品を使用した場合は、そのソースコード（公開されている場合）と実行プログラム。 開発したプログラムやその他ソフトウェアの設定ファイル。	○	

7. 検収関連

検収では、本仕様書の条件、項目を満たすか否かにつき確認を行う。また、品質については「2.背景・目的」、に示す目的を満たすに十分か否か、また「4.事業内容」を遵守しているか否かを判断し確認を行う。

(1) 納入物件に関して、本仕様書に特定した条件、項目をすべて満たしていること。

(2) システム及びドキュメントについては、原則として公開を前提とした整備が行われていること。

(3) 品質管理報告書には、品質保証者の氏名、品質を保証するに足る品質管理方法、品質向上状況、定量的な検査結果が含められていること。

8. 留意事項

本仕様書に定めた事項は、調達時点で想定される範囲で記述したものである。今後、各作業等に変更が生じた場合は IPA と協議の上、柔軟に対応すること。

Ⅳ．その他関連資料

【資料１】

独立行政法人情報処理推進機構入札心得

（趣　旨）

第 1 条　独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の契約に係る一般競争又は指名競争（以下「競争」という。）を行う場合において、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない事項は、関係法令、機構会計規程及び入札説明書に定めるもののほか、この心得に定めるものとする。

（仕様書等）

第 2 条　入札者は、仕様書、図面、契約書案及び添付書類を熟読のうえ入札しなければならない。

2　入札者は、前項の書類について疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。

3　入札者は、入札後、第 1 項の書類についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

（入札保証金及び契約保証金）

第 3 条　入札保証金及び契約保証金は、全額免除する。

（入札の方法）

第 4 条　入札者は、別紙様式による入札書を直接又は郵便等で提出しなければならない。

（入札書の記載）

第 5 条　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

（直接入札）

第 6 条　直接入札を行う場合は、入札書を封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名を表記し、予め指定された時刻までに契約担当職員等に提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（郵便等入札）

第 7 条　郵便等入札を行う場合には、二重封筒とし、入札書を中封筒に入れ、封緘のうえ入札者の氏名、宛先、及び入札件名を表記し、予め指定された時刻までに到着するように契約担当職員等あて書留で提出しなければならない。この場合において、入札書とは別に提案書及び証書等の書類を添付する必要のある入札にあっては、入札書と併せてこれら書類を提出しなければならない。

2　入札者は、代理人をして入札させるときは、その委任状を同封しなければならない。

（代理人の制限）

第 8 条　入札者又はその代理人は、当該入札に対する他の代理をすることができない。
2　入札者は、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号、以下「予決令」という。）第 71 条第 1 項各号の一に該当すると認められる者を競争に参加することが出来ない期間は入札代理人とすることができない。

（条件付きの入札）
第 9 条　予決令第 72 条第 1 項に規定する一般競争に係る資格審査の申請を行ったものは、競争に参加する者に必要な資格を有すると認められること又は指名競争の場合にあっては指名されることを条件に入札書を提出することができる。この場合において、当該資格審査申請書の審査が開札日までに終了しないとき又は資格を有すると認められなかったとき若しくは指名されなかったときは、当該入札書は落札の対象としない。

（入札の取り止め等）
第 10 条　入札参加者が連合又は不穏の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

（入札の無効）
第 11 条　次の各号の一に該当する入札は、無効とする。
(1) 競争に参加する資格を有しない者による入札
(2) 指名競争入札において、指名通知を受けていない者による入札
(3) 委任状を持参しない代理人による入札
(4) 記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。）を欠く入札
(5) 金額を訂正した入札
(6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
(7) 明らかに連合によると認められる入札
(8) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は 2 者以上の代理をした者の入札
(9) 入札者に求められる義務を満たすことを証明する必要のある入札にあっては、証明書が契約担当職員等の審査の結果採用されなかった入札
(10) 入札書受領期限までに到着しない入札
(11) 暴力団排除に関する誓約事項（別記 1）について、虚偽が認められた入札
(12) その他入札に関する条件に違反した入札

（開　札）
第 12 条　開札には、入札者又は代理人を立ち会わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員を立会わせて行うものとする。

（調査基準価格、低入札価格調査制度）
第 13 条　工事その他の請負契約（予定価格が 1 千万円を超えるものに限る。）について機構会計規程細則第 26 条の 3 第 1 項に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められる場合の基準は次の各号に定める契約の種類ごとに当該各号に定める額（以下「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

(1) 工事の請負契約　その者の申込みに係る価格が契約ごとに 3 分の 2 から 10 分の 8.5 の範囲で契約担当職員等の定める割合を予定価格に乗じて得た額
(2) 前号以外の請負契約　その者の申込みに係る価格が 10 分の 6 を予定価格に乗じて得た額

2　調査基準価格に満たない価格をもって入札（以下「低入札」という。）した者は、事後の資料提出及び契約担当職員等が指定した日時及び場所で実施するヒアリング等（以下「低入札価格調査」という。）に協力しなければならない。

3　低入札価格調査は、入札理由、入札価格の積算内訳、手持工事等の状況、履行体制、国及び地方公共団体等における契約の履行状況等について実施する。

（落札者の決定）

第 14 条　一般競争入札最低価格落札方式（以下「最低価格落札方式」という。）にあっては、有効な入札を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。また、一般競争入札総合評価落札方式（以下「総合評価落札方式」という。）にあっては、契約担当職員等が採用できると判断した提案書を入札書に添付して提出した入札者であって、その入札金額が予定価格の制限の範囲内で、かつ提出した提案書と入札金額を当該入札説明書に添付の評価手順書に記載された方法で評価、計算し得た評価値（以下「総合評価点」という。）が最も高かった者を落札者とする。

2　低入札となった場合は、一旦落札決定を保留し、低入札価格調査を実施の上、落札者を決定する。

3　前項の規定による調査の結果その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、次の各号に定める者を落札者とすることがある。
(1) 最低価格落札方式　予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって入札した者
(2) 総合評価落札方式　予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、総合評価点が最も高かった者

（再度入札）

第 15 条　開札の結果予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

2　前項において、入札者は、代理人をして再度入札させるときは、その委任状を持参させなければならない。

（同価格又は同総合評価点の入札者が二者以上ある場合の落札者の決定）

第 16 条　落札となるべき同価格又は同総合評価点の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札をした者又は第 12 条ただし書きにおいて立ち会いをした者にくじを引かせて落札者を決定する。

2　前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（契約書の提出）

第 17 条　落札者は、契約担当職員等から交付された契約書に記名押印（外国人又は外国法人が落札者である場合には、本人又は代表者が署名することをもって代えることができる。）し、落札決定の日から 5 日以内（期終了の日が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に

規定する日に当たるときはこれを算入しない。）に契約担当職員等に提出しなければならない。ただし、契約担当職員等が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。

2　落札者が前項に規定する期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失う。

（入札書に使用する言語及び通貨）

第 18 条　入札書及びそれに添付する仕様書等に使用する言語は、日本語とし、通貨は日本国通貨に限る。

（落札決定の取消し）

第 19 条　落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことができる。

以上

（別記 1）

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記の「契約の相手方として不適当な者」のいずれにも該当しません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1. 契約の相手方として不適当な者

(1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

（別記 2）

年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構
　理事長　富田　達夫　殿

秘密保持誓約書

当社は、「情報セキュリティ対策支援システム　機能強化」に係る一般競争入札（以下「本入札」と言う）に関する手続において、貴機構から閲覧を許可された情報のうち、公知の情報以外（以下「秘密情報」と言う）の取扱いに関しては、下記の事項を厳守することを、ここに誓約致します。

記

１．秘密情報を本入札に関係する役職員以外の者に対して開示又は漏洩致しません。
２．秘密情報は本入札のためのみに利用致します。
３．当社が秘密情報を外部に開示又は漏洩したことにより、貴機構が損害を被った場合には、損害賠償等について真摯に対応致します。

以上

（住所）
（会社名）
（代表者名）　　印

【資料２】

予算決算及び会計令【抜粋】

（一般競争に参加させることができない者）

第 70 条　契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第二十九条の三第一項の競争（以下「一般競争」という。）に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

（一般競争に参加させないことができる者）

第 71 条　契約担当官等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

2　契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる。

（様式１）

質問書枚数	枚中／　　枚目

年　　月　　日

質　　問　　書

独立行政法人情報処理推進機構　御中
（担当部署：セキュリティセンター　企画部　中小企業支援グループ　行本、宮本）

会　社　名：
担当部署　：
担当者名　：
電　　話　：
ファックス：
電子メール：

「情報セキュリティ対策支援システム　機能拡張」（2020 年 10 月 9 日付公告）に関する質問書を提出します。

資　料　名	
ペ　ー　ジ	
項　目　名	
質問内容	

(1) 質問書（様式）には、機構ウェブサイトにて公開している入札説明書の資料名、ページ及び項目名を記載すること。
(2) 質問は、本様式 1 枚につき 1 問とし、簡潔にまとめて記載すること。
(3) 質問者自身の既得情報（特殊な技術、ノウハウ等）、個人情報に関する内容については、質問書に公表しない旨を記入すること。
(4) 質問者の企業名等は公表しない。

（様式２）

年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　殿

所　在　地

商号又は名称

代 表 者 氏 名　　印
（又は代理人）

委　任　状

私は、下記の者を代理人と定め、「情報セキュリティ対策支援システム　機能拡張」の入札に関する一切の権限を委任します。

代 理 人（又は復代理人）

所　在　地

所属・役職名

氏　　名

使 用 印 鑑

（様式３）

年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構　理事長　殿

所　在　地

商号又は名称

代表者氏名　　印

（又は代理人、復代理人氏名）

印

入　札　書

入札金額　　￥＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（※　下記件名に係る費用の総価を記載すること）

件　　名　　「情報セキュリティ対策支援システム　機能拡張」

契約条項の内容及び貴機構入札心得を承知のうえ、入札いたします。

（様式４）

適　合　証　明　書

年　　月　　日

独立行政法人情報処理推進機構
　理事長　富田　達夫　殿

所　在　地
会　社　名
代表者氏名　　印

「情報セキュリティ対策支援システム　機能拡張」（2020 年 10 月 9 日付公告）の入札に際し、別添のとおり、貴機構の仕様に適合することを証明するため、本証明書を提出いたします。また、本証明書に示した以外の事項にあっても、貴機構の仕様の全ての事項を満たすことを証明します。

なお、落札した場合には、仕様書に従い、万全を期して業務を行いますが、万一不測の事態が生じた場合には、貴機構の指示の下、全社を挙げて直ちに対応いたします。

（本件に関する問い合わせ先）
担当部署　：
担当者名　：
電　　話　：
ファックス：
電子メール：

（別紙）

適合証明書詳細一覧表

	仕様書の要件	詳細内容	適合
1	本件に従事する全ての者において、業務を遂行する能力があることを証明できること。具体的には、各業務従事者の略歴（氏名、所属、役職、学歴、職歴、業務経験、研修実績その他経歴、専門的知識その他の知見、母語及び外国語能力、国籍等）を提出し、業務遂行能力を証明すること。		
2	本事業の実施体制並びに情報保全に係る履行体制に関する資料（情報管理体制図及び情報取扱者名簿）を提出し、適合すると認められること。		
3	現行システムが利用しているパッケージソフトウェア（Responsive Krei）に関する導入実績があること。なお、導入実績とは、各パッケージソフトウェアについて開発機能を母数とした場合の利用割合が50%以上であること。		
4	情報セキュリティ対策の観点から、情報処理の促進に関する法律（昭和45年5月22日法律第90号）第15条に基づく情報処理安全確保支援士の登録を受けている者、情報処理安全確保支援士試験に合格した者、又はこれらと同等の知識及び技能を有する者であり、かつ、情報システムの設計・開発等の情報処理業務の実務経験年数が2年以上の要員が含まれること。		
5	大型プロジェクト経験を有するプロジェクトマネージャーを専任で配置すること。		
6	データベースシステムを使用したウェブアプリケーション開発について、十分な知識や経験を有する要員が体制に含まれていること。		

	仕様書の要件	詳細内容	適合
7	ユーザインターフェースの設計について、十分な知識や経験を有する要員が体制に含まれていること。		
8	プロジェクトメンバーに仮想化技術の構築経験を有する者が専任で体制に含まれていること。		
9	本件のセキュリティ管理者として、以下の何れかの資格を保有している者を専任で配置すること。 ・情報処理の促進に関する法律に基づき実施される、情報処理技術者試験の情報セキュリティスペシャリスト、システム監査技術者。 ・上記と同等以上の資格、若しくは同等以上と認められる実績。		
10	本件のプロジェクト管理者として、以下の何れかの区分に合格し、合格後 3 年以上の実務経験を有している者を、専任で配置すること。 ・情報処理の促進に関する法律に基づき実施される、情報処理技術者試験のプロジェクトマネージャ ・情報処理の促進に関する法律に基づき実施される、情報処理技術者試験の IT ストラテジスト、システムアーキテクト ・上記と同等以上の資格、若しくは同等以上と認められる実績。		

（注１）適合欄には、仕様書の要件に適合している場合は「○」、不適合の場合は「×」を記載すること。

（注２）詳細内容欄には、適合の具体的な内容を記載すること。記載内容を証明するもの（資格を証する書面、体制図等）を添付し、当該資料の該当箇所を詳細内容欄に記載すること。

（様式５）

入札書等受理票（控）

受理番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

件名：「情報セキュリティ対策支援システム　機能拡張」に関する提出資料

【入札者記載欄】

提出年月日：　　年　　月　　日

法 人 名：
所 在 地：　〒
担 当 者：　所属・役職名

氏名

TEL　　FAX
E-Mail

【ＩＰＡ担当者使用欄】

No.	提出書類	部数	有無	No.	提出書類	部数	有無
①	委任状（委任する場合）	１通		②	入札書（封緘）	１通	
③	資格審査結果通知書の写し	１通		④	ISO9001 2008 の認証が証明できるもの	１通	
⑤	ISO/IEC27001 2013 またはそれに準する認証が証明できるも	１通		⑥	プライバシーマーク付与認定が証明できるもの	１通	
⑦	適合証明書	１通		⑧	入札書等受理票	本通	

---------- 切り取り ----------

受理番号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

入札書等受理票

年　　月　　日

件　名　「情報セキュリティ対策支援システム　機能拡張」に関する提出資料
法人名（入札者が記載）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
担当者名（入札者が記載）：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

貴殿から提出された入札書等を受理しました。

独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター 企画部 中小企業支援グループ
担当者名：　　㊞